

大情審答申第 386 号
平成 27 年 3 月 13 日

大阪市教育委員会
委員長 大森 不二雄 様

大阪市情報公開審査会
会長 松本 和彦

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

別表の（い）欄により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った別表の（く）欄に記載の決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、別表の（う）欄に記載の年月日に、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、別表の（え）欄に記載の旨の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 補正依頼

実施機関は、本件請求について「請求する公文書の件名又は内容」欄の記載内容から、公開請求に係る公文書を特定することができないことを理由に、異議申立人に対して、別表の（か）欄により補正依頼を行った。

3 本件決定

実施機関は、本件請求について、補正依頼に対する異議申立人からの回答からは公開請求に係る公文書を特定することができなかったことから、却下する理由を別表の（け）欄のとおり付して、条例第 10 条第 2 項に基づき本件決定を行った。

4 異議申立て

異議申立人は、別表の（こ）欄に記載の年月日に、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第3 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 爭点

実施機関は、本件請求について、本件決定を行ったのに対して、異議申立人は、本件決定を取り消すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件決定の妥当性である。

3 本件決定の妥当性について

(1) 条例第6条第1項では、「前条の規定による公開の請求(以下「公開請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「公開請求書」という。)を実施機関に提出する方法…により行わなければならない。」と定め、「次に掲げる事項」として同項第2号で「公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項」と規定しており、同条第2項では、「実施機関は、公開請求書…に形式上の不備があると認めるときは、公開請求したもの…に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。」と規定している。

さらに、条例第10条第2項では、「実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき…は、公開をしない旨の決定をし…なければならない。」と規定しており、この「公開をしない旨の決定」には、対象文書を特定していない、不適法な公開請求に対する却下決定も含まれると解される。

(2) ここで、当審査会において別表の(え)欄に記載の請求する公文書の件名又は内容及び別表の(き)欄に記載の補正依頼に対する回答を見分したところ、いずれも条例第6条第1項第2号が規定する「公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項」であるとは到底認められないものであった。

したがって、本件請求は不適法なものであると認められる。

4 結論

以上により、第1記載のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 松本和彦、委員 金井美智子、委員 小林邦子、委員 西村枝美、委員 坂本団、委員 上田健介